

令和3年度事業計画

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

令和3年度は、新型コロナウイルスが蔓延する状況下で幕を開け、その終息時期の見通しは立っていない。今年度は、コロナ禍に引き続き対応し、かつ、Beyondコロナを見据えつつ、進展するデジタル社会の中で「働き方改革」をさらに推進し、社労士の社会における認知度を一層高めていく年度である。

東京都社会保険労務士会（以下「東京会」という。）では、昨年度は新型コロナウイルスの蔓延により、厚生事業、研修、会議など対面での実施を前提としてきた各種事業等の実施が困難となった。しかし、これに対し、Zoomを活用したWeb会議の開催、オンライン配信による研修の実施などの対面によらない方法により、東京会の事業を適切に推進した。令和3年度は、昨年度に学び、工夫したこのような手法を取り入れ、各種事業の積極的な推進を図っていく。

また、今年度は、社会情勢の変化によりもたらされた事業閉鎖、解雇、雇止め等から生じる労働問題の増加が予想され、解決への助力など、中小企業・小規模事業者はじめとする事業者やその労働者の負託に応える社労士ならではのサービスを提供することが重要である。このため、労務管理の専門コンサルタントとして、社労士法第2条第1項第3号に定める相談・指導の業務について、個々の事情を踏まえた実践的・実務的なアドバイスを適切に実施することができる社労士の育成に努める。

我が国は、少子高齢化による労働力人口の減少により、労働者の人手不足が益々深刻な状況となっていく。特に中小企業・小規模事業者にとっては、「働き方改革」を実行し、より良い労働環境を整備しておかなければ、優秀な人材を確保・定着させることが困難な時代を迎えることとなる。

このため、働き方改革関連法により改正された労働基準法等や本年4月から施行される70歳までの就業確保を努力義務とした改正高年齢者雇用安定法等の内容の周知を進めるとともに、知識と実務のバランスを確保するための充実した基礎研修と実務研修を実施した上で、「デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）」をはじめとする企業のデジタル化の推進による労働生産性の向上に寄与し、Beyondコロナに向けた中小企業・小規模事業者の更なる発展に向け尽力する。

働き方改革の実現は労務管理分野の専門家である社労士の使命であり、これに対する国・東京都や国民等の期待は大きい。我々社労士は、平時のみならずコロナ禍のような有事においても、その期待に十分応えることにより、常に事業者の身近にあつて的確なアドバイスを行う存在として、我が国全体の労働環境の改善と経済成長につなげる重責がある。

このため、東京会は、単に制度の周知にとどまらず、労働生産性の向上に向けて可能な限り具体的な事例を踏まえて、人材育成の方法、業務の洗い出し・改善、RPA・AI等による業務の自動化、デジタル・IT化等について多面的かつ実践的にサポートするとともに、これを担保するために関係各委員会、部会等を横断的にコラボレーションした効果的な研修を実施する。

令和3年度における事業計画では、新型コロナウイルスの感染状況や社会情勢の変化に対応しつつ、働き方改革関連法の周知と取組を踏まえた実践的な「働き方改革」の支援及び業務のデジタル・IT化を推進する事業を重点として、政府や企業のSDGs達成に貢献するとともに、更なる発展的な事業の推進を図っていくこととし、以下の事業に取り組んでいく。

I. 社労士制度の基盤整備関連事項

1. 働き方改革・健康経営に関する事業
2. デジタル・IT化推進に関する事業
3. その他の事業

II. 職域拡大及び外部関係機関等との連携関連事項

1. 職域拡大に関する事業
2. 外部関係機関等との連携に関する事業

III. 東京会の組織力強化関連事項

1. 東京会の組織運営能力の強化に関する事業
2. 会員支援に関する事業
3. 会員の専門能力・資質の向上に関する事業

IV. 広報及び社会貢献関連事項

1. 広報に関する事業
2. 社会貢献に関する事業

I. 社労士制度の基盤整備関連事項

1. 働き方改革・健康経営に関する事業

(1) 時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、同一労働同一賃金、改正高年齢者雇用安定法などへの対応について、中小企業等を対象とした「働き方改革支援セミナー」を実施する。

(2) 会員を対象に、コロナ禍により急速に進んだテレワーク、これを踏まえた勤怠管理システムの導入・労務管理等をテーマとした「働き方改革支援セミナー」を実施し、実践的な取組事例を紹介するなどして業務支援を行う。

(3) 全国健康保険協会が取り組む「健康企業宣言[®]」、及び同協会東京支部が行う「健康優良企業認定制度（銀の認定、金の認定）」の普及促進に引き続き協力する。また、東京商工会議所が行う「健康経営アドバイザー制度」の普及促進に連携・協力し、健康経営、健康づくりの取組を推進する。

2. デジタル・IT化推進に関する事業

(1) 新たな事業環境・事業ドメインを見据え、DXによる社労士業務の最適化を推進するため、AIやIoTを活用した人事労務に関する各種新サービスであるHRテックやRPAを社労士業務へ展開するための研究・検討を進め、社労士業務のデジタル化を加速させる。

(2) デジタル社会の到来によって1号・2号業務の新たな展開が予想される中、東京会が設置した「電子申請支援センター」の支援機能等を拡充し、会員に対して、関与先事業所等に向けた指導・助言ができる能力を担保するとともに、会員自身がデジタル化に取り組むため、業務支援ツール、RPA、Excelマクロ、クラウドサービス等を利活用した定型業務の自動化や業務効率化等に関する実践的な研修や情報提供を実施する。

(3) デジタルガバメントに対応するため、「会員の誰一人として取り残さない」をキーワードに、電子申請に関する個別相談会を積極的に推進する。従来の対面形式の他、コロナ禍の影響も加味し、オンライン会議システムを活用したリモートによる開催も実施する。さらに、チャットボットによるQA機能を強化することにより、全ての社労士が着実に電子申請とデジタル化に対応できるよう支援を行う。

(4) DXを推進する社労士の未来像に係る、社労士の役割を検証するため、事業所に対するニーズ調査の実施に向け全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）への働きかけを行うとともに、社労士の新たな事業ドメインを検討する。

(5) ICT（情報通信技術）を利用した会員サービスの拡充（システムによる各種研修の受講履歴管理、講師候補者データベースの構築、イベント等における受付システムや受講料などの多様な決済手法の導入、会員証を活用した災害時安否確認等）を実現するため、東京会のすべての事業の根幹となる会員の情報管理を行う基幹システムを中長期的視点を持って令和3年度より整備を開始する。

(6) 昨年度、東京会ホームページに公開した「電子申請・情報セキュリティ宣言事務所」を対外的にアピールし、社労士がデジタルガバメントに対応した士業であることを示す。また、会員に対しては、電子申請の活用と情報セキュリティ対策への取組について引き続き働きかけを行う。

(7) 会則により義務化された東京会会員サイトへの「電子メールアドレス」の登録について引き続き徹底を図り、東京会、統括支部及び支部の連絡体制等の効率性、利便性の向上を図る。

(8) 平成31年度に設置した東京会ホームページの会員サイト上の「マイページ」に研修申込管理及び受講履歴管理等の機能を追加し、一層の有効活用化を図る。

(9) 引き続き事務局や委員会運営のIT・デジタル化対応による業務効率化やインターネット環境の整備を図る。

3. その他の事業

(1) 業務監察等委員会が実施する苦情処理については、連合会及び他道府県会との連携による機能強化や各種研修等様々な機会を利用して、職業倫理の保持等を通じた社労士業務の信頼性を担保するとともに、会員の品位の保持に努め、社会的信頼の確保を図る。

(2) 業務侵害牽制のため、他士業及び民間事業者等のホームページを確認し、引き続き業務監察等委員会による注意喚起等の厳正な措置を講じる。

(3) 会員の不適切な情報発信については、会員のホームページを確認し、業務監察等委員会による指導等により、ホームページの修正を促すとともに、昨年度作成した啓発用動画等を活用して、不適切な情報発信を行わないよう会員の意識を強く喚起する。

(4) 「社労士法人連絡会」を実施し、社労士法人の法人社員間の情報共有の場とするとともに、昨年度実施したアンケート結果から把握した事業承継等社労士法人を運営するに当たっての経営課題について、その改善策等を協議する。

II. 職域拡大及び外部関係機関等との連携関連事項

1. 職域拡大に関する事業

(1) 企業の「働き方改革の実現」に向け、時間外労働の上限規制をはじめとした労働法制に関わる人事労務管理上の相談・指導はもとより、雇用の多様化やテレワークの普及により浮かびあがったメンタル不調問題等に的確に対処するための施策を実施する。

(2) 働き方改革を推進するため、企業が取り組む健康経営を会員の新たなビジネスチャンスと捉え、より実践的な研修、セミナーを開催し、知識の習得に努める。なお、年間を通じた体系的なセミナーを定期的に行い、会員の種別を問わず更なる健康経営のスキルアップを図る。

(3) 「社労士診断認証制度」の普及促進を図るため、連合会と連携し、会員に対する研修を実施するとともに、事業主団体等を通じ企業価値の向上に向けた啓蒙を行う。

(4) 社労士の職域拡大に寄与する健康企業宣言^{*}を企業に普及するため、会員を対象とした体系的な能力別セミナーを年間を通じて開催し、開業、勤務を問わず活躍できるよう更なるスキルアップを図る。また、健康企業宣言東京推進協議会（東京都、東京商工会議所、全国健康保険協会東京支部など本会を含めた関係13団体）との連携を密にし、会員事務所が率先して健康企業宣言を行った上で、関与先事業所への健康経営の普及促進を図る。

(5) 社労士による医療業界への職域拡大を図るため、作成したQ&A集「知っておきたい医療機関の働き方改革と労務管理Q&A」を活用し、社労士の活動をアピールする。また、東京三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）に引き続き働きかけ、労務管理に関するセミナーや個別相談会を提案するなど、2024年以降の医師に対する時間外労働の上限規制をも見据えた医療業界への労務管理支援を行い、医師、歯科医師、薬剤師の働き方改革への取組を進める。あわせて、医療業界からの支援要請に備えるため、医療労務コンサルタントの人材育成を進め、能力担保を図る。

(6) 介護事業所における人材の育成や確保に対応するため、社労士による介護事業への労務管理支援に特化した「介護事業労務管理研修」を引き続き実施し、専門的、実務的な知識の習得を図り、当該事業所に対する相談指導を行う。

(7) がん患者及び障がい者等の就労支援に関する取組として、一般企業に対する法改正及び実務に関するセミナーの開催、本会ホームページの充実、会員への能力担保研修を引き続き実施する。また、昨年出版した書籍「がん治療と就労の両立支援相談対応ハンドブック」を活用し、治療と仕事の両立支援の場における社労士の認知度向上を図るとともに医療機関と職場の連携強化に寄与する。

(8) 連合会と連携し、「企業主導型保育施設への労務監査事業」において、東京会実施分の約200施設に係る労務管理関連規程、労務管理体制、帳簿等の調整・保管、労働保険・社会保険等の監査に当たり、社労士を派遣する。

2. 外部関係機関等との連携に関する事業

(1) 東京労働局、関東信越厚生局、東京都等の関係行政機関及び日本年金機構、全国健康保険協会東京支部等との緊密な協力関係を引き続き維持する。

(2) 厚生労働省、東京労働局、及び東京都等が実施する働き方改革関連の委託事業について、事業内容を精査し、東京会が行う意義を十分に検討した上で積極的に応札し、社労士としての社会的使命を果たす。

(3) 東京都の「TOKYO働き方改革宣言企業制度」の宣言企業に対する宣言後の取組のフォローアップについて、専門家としての巡回・助言を4年に亘り実施してきたノウハウと知見を活かし、より効果的な巡回・助言を引き続き実施する。

(4) 東京都が実施する「福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業」及び「介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」において、処遇改善加算及び特定処遇改善加算の新規取得、処遇改善加算の上位区分への変更についてご理解いただくため、事業所への適切な指導・助言を行う。また、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントへ引き続き能力担保研修を実施し、フォローアップを行う。

(5) 「東京都社会保険労務士政治連盟（以下「東京政連」という。）」、「東京社会保険労務士協同組合」、「東京SR経営労務センター」及び「一般社団法人社労士成年後見センター東京（以下「成年後見センター東京」という。）」に対して、東京会及び関係4団体との合同による意見交換会等を開催し、役員の兼任なども視野に入れ緊密な連携の下、これら関係団体への支援・協力を進める。

(6) 東京商工会議所などの経済団体、東京税理士会、東京都行政書士会、連合東京等と定期的な情報交換会を行い、相互の立場を理解するとともに、個々の会員の事業の活性化や付加価値の向上等を図る。

(7) 災害復興まちづくり支援機構や女性専門職交流会などを通して、引き続き関係他士業との協力・連携を図る。

(8) 東京都が実施する「新型コロナウイルス感染症対策に係る休業等支援事業」及び「働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣事業」などにおいて、中小企業に相談・助言を行う専門家として引き続き社労士を派遣する。

(9) 東京2020大会に向けて東京都が取り組んでいる「2020TDM（交通需要マネジメント）推進プロジェクト」に協力団体として参画し、引き続き交通混雑等を回避するための企業への働きかけ等に協力する。

Ⅲ. 東京会の組織力強化関連事項

1. 東京会の組織運営能力の強化に関する事業

(1) 社労士制度の一層の発展・充実を目指して、東京会の事業執行体制の強化・責任体制の明確化を図るため、東京会と各支部・統括支部との役割分担の指針に基づいた事業活動の推進、実効性のある事業計画・予算の決定方法、予算配分等、予算と執行のルールの再考等東京会全体の組織の在り方に関する検討を引き続き進める。また、支部・統括支部・会員への支援体制の整備、諸規程等の整備及び東京会の活動を支える事務局機能の強化のために次の取組を行う。

①統括支部・支部における研修のeラーニングやライブ配信による開催を支援するため、撮影機材等のさらなる整備を図る。

②統括支部への業務支援のため、統括支部会議、賀詞交歓会等の案内文書及び統括支部・支部作成の会報の発送を引き続き東京会が行う。

③事務局関係の諸規程について引き続き見直しを行う。

④事務局職員の適正配置、職員研修を適切に実施する。

(2) 過年度会費未納者等に対する事務局からの電話・文書による督促及び所在不明会員の所在確認調査を引き続き実施する。また、必要に応じ、簡易裁判所に対する支払督促の申立等を実施し、滞納会費の解消を図る。

(3) 東京会会長の選出方法（直接選挙）について、前年度実施のアンケート（意識調査）を踏まえ、会員の意思を高め、より公正に反映できる具体的方法その他の変更が必要となるもの等について検討する。

2. 会員支援に関する事業

(1) 電子申請の具体的な進め方として、GビズIDの取得・e-Gov初期設定・資格取得等をはじめとした8つの手続きについて操作方法を収録した動画をオンデマンド配信することにより、会員が着実に電子申請に移行できるよう支援を行う。

(2) 勤務等会員の活性化を図るため、各統括支部が実施する勤務等会員への研修会を支援するとともに、東京会勤務等部会主催の研修会・情報交換会等の充実を引き続き行う。また、勤務等会員の地位・知名度向上に向け、業務を通じて得た知識等を生かせる場づくりを行うとともに、上記研修会での発表内容を会報に掲載するなど活動内容を広く伝えていく。

(3) 社労士の信頼性を担保するために、開業社労士の社労士賠償責任保険への加入を促進するとともに、情報漏えい保険特約への加入を引き続き推奨する。

(4) 厚生事業について、会員相互の親睦を深めることを念頭に、新型コロナウイルスの感染状況に応じ、開催可能となる方法を検討し、実施する。

(5) 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、自主研究グループによる「自主研究発表大会」をオンライン配信により実施する。また「自主研フェスタ」については集合によらない新しい形式での開催を検討する。

(6) 自主研発表大会等を通じ、自主研究グループの活動を支援することにより国民に対して社労士の活動を広くアピールし、その認知度の向上を図る。また、より多くの会員が自主研究グループに参加できる環境整備として、グループと会員のマッチングを図るためオンデマンドによる動画配信の他、システム設計などを検討する。

(7) 「社労士検索システム制度」を広く事業主や人事担当者へ周知し、会員の対応可能業務等の情報を公開し業務拡大に繋げられるよう支援する。

(8) 昨年度開設した立川サテライトオフィスについて、企業及び市町村民からの相談等のサービス向上及び会員の利便性向上に資するため、その活用を図る。

3. 会員の専門能力・資質の向上に関する事業

(1) 社労士を取り巻く事業環境の変化や社会経済環境に適合するために必要な実務に則した実践的な内容の研修を企画・実施する。特に、研修テーマ（内容）を考慮した部会・委員会横断的な研修を実施する。

(2) 昨年度、コロナ禍の影響により取り入れたオンライン研修を継続的に実施するため、設備等の充実を図る。また、研修の企画・立案については、会員及び国民のニーズ、法改正、社会情勢等を踏まえたうえで、時宜に適った的確なテーマ・方法を選定し、実施する。

(3) 不適切な情報発信など社労士の品位を失墜させる行為を未然に防ぐため、倫理研修の受講勧奨を行う。

(4) 前期・後期年2回実施の必須研修について、受講率の向上を図るため、統括支部長、支部長と連携して更なる受講勧奨を行う。

(5) 引き続き新規登録入会研修を実施し、新入会員に対し、社労士としての社会的使命、社労士として職業倫理及び隣接士業との関係などを周知するとともに、東京会・統括支部・支部の活動の他関係4団体に対する理解を促進する。

(6) 人事労務管理研修、法学研修及び年金研修について、それぞれ段階的カリキュラムを編成し、専門能力の担保に資するよう実務的な研修内容を検討し、実施する。

(7) 業務関連研修について、コミュニケーション能力やコンサルティング業務のスキルアップ向上を目的としたテーマを選定して実施し、社労士の専門性をより高め、また、会員の業務拡大に資するものとする。

(8) 令和3年度からは中小企業においても同一労働同一賃金のルールが適用される他、コロナ禍の雇用調整の局面において個別労働関係紛争が増加する可能性がある中で、制度化した研修を実施することにより、あっせん代理の実務に対応できる特定社労士の育成強化を図る。

(9) 特定社労士を対象として「社労士会労働紛争解決センター東京」（以下「紛争解決センター東京」という。）のあっせん委員候補者、東京労働局へのあっせん委員の推薦候補者となりうる人材育成を行うための研修を実施する。

(10) 新入会員や新規開業者等の実務能力及び資質の向上を図るため、引き続き「実務修習講座」を開催する。

IV. 広報及び社会貢献関連事項

1. 広報に関する事業

(1) 社労士制度や業務内容、東京会の事業活動について広く一般に周知するため、ホームページやフェイスブック、プレスリリースを活用し、10月の社労士制度推進月間や12月2日の「社労士の日」を中心に効果的な情報発信を引き続き行うとともに、無料街頭相談のほか、事業主や人事担当者を対象とした社労士会セミナーを開催する。また、オウンドメディアを活用した広報を検討する。

(2) 昨年度に実施した電車内デジタルサイネージ広告について、ホームページに掲載し社労士の広報に活用する。

(3) 総合労働相談所をはじめとした無料常設相談窓口、学校教育などの社会貢献活動及び東京会に設置する「紛争解決センター東京」などの各種活動を広く広報するため、関係行政機関や東京商工会議所等の関係団体に対し連携・協力を求めていく。また、引き続き、「東京の10士業による暮らしと事業のよろず相談会」に参画し、他士業との協力・連携を図る。

(4) 社労士試験合格者が東京会へスムーズに登録入会できるよう周知・広報の上、昨年度に引き続き「社労士試験合格者セミナー」を開催し、入会勧奨を図る。

(5) 社労士登録検索システムの本会ホームページへの掲載内容の充実を図り、企業や個人が身近に社労士を検索できることを広く対外的にアピールする。

(6) 「人を大切にする企業」づくりへの支援を通じて、社労士が「人を大切にする社会」の実現に寄与する存在であることをアピールする。

(7) 社労士に対するイメージアップを図るため、JR御茶ノ水駅に設置の電飾掲示板のデザイン等の見直しを検討し、実施する。

(8) 厚生労働省等記者クラブへの投げ込み、及びプレスリリース配信代行サービスを活用し、広く様々な方面への社労士の活動をアピールする。また、ICTを活用した広報を行うとともに、新聞・テレビ等のマスメディアとの良好な関係を形成し、東京会に対する取材依頼に適切に対応する。

2. 社会貢献に関する事業

(1) 学校や地域における労働・社会保険等に係る教育について、新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、以下のとおり取り組む。

なお、都立高校については、昨年度、都議会において学校教育に係る請願が採択されたことに伴い、東京都に対しその拡充と社労士の活用について、引き続き東京政連と連携し要請する。

①都内の高等学校に対して、教材の一部やPR用DVDの配付、東京会ホームページ等による広報を通じて学校への講師派遣活動に取り組む。東京都教育庁が進める「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」に引き続き参画し、都立高校への講師派遣件数の拡大を図る。

②小・中学校等への講師派遣については、従来どおり支部が対応することとし、東京会は、支部に対して、講師謝金、交通費等の支部経費に対する補助金を支給するとともに、中学校向けのパワーポイント教材の作成を行う。

③高校生を対象とした授業について、アクティブラーニングの手法を取り入れた教材の内容を検討し、作成する。

(2) 社会貢献事業として時宜に適ったテーマをとりあげ、事業主・労働者・国民のためのセミナー等を企画し、コロナ禍においても実施可能な形式で開催する。

(3) 昨年度新型コロナウイルス感染拡大のため開催できなかった一般企業を対象とした労働保険年度更新説明会・個別相談会を開催する。また、新たに社会保険の算定基礎届に関する説明会・個別相談会を開催する。

(4) 「総合労働相談所」、「社労士110番」、「年金相談センター」、「紛争解決センター東京」の体制等の充実を図るとともに、「成年後見センター東京」の運営に対する支援を引き続き行う。

(5) 連合会の街角の年金相談センター運営本部と連携し、「街角の年金相談センター（オフィス）」の適正な運営を行うとともに、相談員のスキルアップのための支援に努め、年金相談に関するサービスの向上に協力する。また、年金の専門家である社労士の有用性をアピールして、センター（オフィス）の利用促進を図る。

(6) 「紛争解決センター東京」の紛争解決対応力の更なる向上を図るため、総合労働相談所運営委員会との定期的な意見交換会、総合労働相談所相談員との合同研修などを積極的に実施するとともに、「紛争解決センター東京」の利便性やあっせん等の理解を深めるための活動を推進する。

(7) がん患者の就労支援について、新型コロナウイルスの感染状況に配慮しつつ、医療機関における相談会や研修会の実施を検討する。

(8) 障がい者の就労支援について、障がい者の自立や社会参加など共に働くことへの理解を深める。また、東京都のパラスポーツ応援プロジェクト「TEAM BEYOND」に引き続き参画し、パラスポーツ大会の観戦やイベント等への参加などパラスポーツ支援を行う。